

議案第 22 号

三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 20 日

三次市長 福岡 誠志

三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例（案）

三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例（平成 18 年三次市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。